

1 議 事 日 程 (第4号)

(令和2年第6回久山町議会9月定例会)

令和2年9月17日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 議案第85号 久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約について (町長提出)
- 日程第2 議案第86号 令和2年度久山町一般会計補正予算 (第6号) (町長提出)
- 日程第3 議案第67号 久山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第25号)
- 日程第4 議案第68号 久山町宿泊税交付金基金条例の制定について
(2久山町条例第26号)
- 日程第5 議案第69号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第27号)
- 日程第6 議案第70号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第28号)
- 日程第7 議案第71号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第29号)
- 日程第8 議案第72号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第30号)
- 日程第9 議案第73号 久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第31号)
- 日程第10 議案第74号 令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第75号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第76号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第77号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第78号 令和元年度久山町水道事業会計決算認定について
- 日程第15 議案第79号 令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第16 議案第80号 令和2年度久山町一般会計補正予算 (第5号)
- 日程第17 議案第81号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第18 議案第82号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第19 議案第83号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算 (第2号)

- 日程第20 議案第84号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第85号 久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約について
日程第22 議案第86号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）
日程第23 議員から職員への「注意勧告書」に関する事項及び議会の規律に関する事項
についての調査の件
日程第24 発議第3号 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議
日程第25 発議第4号 久山町長期まちづくり計画特別委員会設置に関する決議
日程第26 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方財源の確保を求める意見書
日程第27 議員派遣の件
日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
追加日程第1 動議 調査特別委員会設置に関する決議

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番	佐伯勝宣	5番	松本世頭
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（9名）

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
町民生活課長	矢山良寛	教育課長	森裕子
産業振興課長	久芳義則	税務課長	佐々木信一
福祉課長	稲永みき	魅力づくり推進課長	川上克彦
財政課長	久芳浩二	都市整備課長	井上英貴
会計管理者	福島征一	健康課長	大嶋昌広
上下水道課	横山正利		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

追加議案が2議案提出されておりますので、提案理由の説明をお受けした後、議案説明会のため、一旦休憩としますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第85号 久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第85号久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第85号久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約についてご説明いたします。

本案は、令和2年6月議会において議決を得た久山中学校特別教室棟改修工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

契約の方法、契約の相手方、履行期限に変更はございません。変更の箇所としましては、1、契約の目的、久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約。3、請負代金変更前、5,742万円うち消費税相当額522万円を、変更後、5,127万7,600円うち消費税相当額466万1,600円、614万2,400円の減工でございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第86号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第86号令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第86号令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額64億1,066万円に、歳入歳出それぞれ1,256万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億2,322万4,000円とするものでございます。

歳出の増額した主たるものは、新型コロナウイルス対策関連事業費として新生児特別定額給付金給付事業費752万円の増、台風10号により被災した学校施設の復旧費504万4,000円の増でございます。

財源となります歳入は、地方特例交付金、繰入金および繰越金でございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） ここで暫時休憩とします。

再開時間は後ほどお知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時33分

再開 午前10時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第67号 久山町証人等の実費弁償に関する条例に関する一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第67号久山町承認等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第67号久山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第68号 久山町宿泊税交付金基金条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第68号久山町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第68号久山町宿泊税交付金基金条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第69号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第69号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第69号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第70号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第70号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第70号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第71号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第71号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第71号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第72号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第72号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第72号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第73号 久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第73号久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第73号久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第74号 令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第74号令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今、決算ですね。ちょっと今、場所がちょっとついていくのがやっとなような状態で。この決算の意見書のほうをちょっと出していきます。今回はプラス決算、黒字決算という言い方するんですかね、前年度より、これは、数字が増える形ですけど、議案説明会の間でも複数の議員からあってましたが、いろいろやっぱその町の何といますか、いろいろ負債といますか、そういったマイナスというのが目立つ。実際に経常収支比率とかも悪化している。こういった中で、かなり今回苦勞されたんじゃないかなど。そして本来こういうふうに悪化してる状況でしたら、監査役のほうの説明、もっとじっくり聞かなきゃいけないんですけど、今年度は何かあっさり説明されて、あっさり帰られたなというふうな印象でした。この点、町長自身もある議員の一般質問で、来年度は非常に厳しいこれは、財政、予算になるというふうなことをおっしゃいました。その点、

本年度として、そして来年度見通し含めてどうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 来年度の見通しは来年度の見通しですね。厳しいと言ってるのは、今のコロナの問題で、国の地方財政計画がどのような形で出すのかが不透明だということと、経済の先行きが不透明だということで厳しいということで、ほかに財調が少し減ってるからどうのこうのという関係ではなく、常にもう久山町ちゅうのは、そういう状況の中で、行政財政運営をやってきてますのでですね。特段、今、おっしゃった監査報告で経常収支比率が上がってると。これは要因は、きちっと分かっていると思いますのでね。一般質問でも言ったかもしれませんが、やっぱり今、経常収支比率を上げてるのは、社会保障費、医療費関係、それから電算関係というのがどうしても経常収支比率を上げて。ただ、財政力指数あたりはほとんど変わっておりませんのでですね。町の財政基盤そのものはきちっと変わってない、県下でも優秀な団体だと言えるんじゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） そうでしょうかね。本来でしたら数字だけ、数字にあらわれない部分というのはこれはやっぱりわれわれもチェックしなきゃいけないんですよ。そういった中で複数の議員からもそれ、ちょっとこれはどうだろうというふうな疑問点も上がった。だから単にこれ数字合わせという言葉はあれかもしれませんが、実際そういうふうな形、各自治体も一生懸命なんか苦労されてる。今年度の久山町もそうじゃないかなというふうに思うんですよ。数字合わせも大分これは苦労されてると。だから、その分来年これ厳しくなってるんじゃないかと。それは町長の答弁、来年度この厳しい財政運営になるっていうのはそういった意味、大分今回無理されて、要は財政調整基金の取り崩しも含めて、本来取り崩すはずの金額を取り崩さないで済んだということなんですけど、いろいろ数字を持ってきて合わせている。そういった部分があるんじゃないかなと思うんですよ。そういった中で町長は来年度の見解も示された。来年度に向ける町長の考え、財政について大事ですからこれは非常に意気込みみたいなもの教えてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の財政運営っていうのは、そういう数字合わせでやるものではないしですね。先ほど監査委員が報告がえらい簡単だったという。それは大変失礼なことであって、厳しく、本当に綿密にですね、監査をやっていた中で、短かったというのはそれだけ、監査委員さんとしての結果の感想じゃないかなと思います。別段、その省いてあるとかいうものでもないしですね。

来年度の財政どうのこうのっていうのはこれはもう、私が来年度の予算を組むわけでもないしですね。当然、財政が厳しいときにはそういう形での町の事業を、優先度を選択しながら当然やっていかなきゃならないし、財政調整基金というのは、そういうときに使うのが財政調整基金であってですね、財政運営とはそういうものだと私は考えてます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 質問を終わろうかなと思いましたが、いろいろかき混ぜられましたね。

まず、後ろからいきます。財政調整基金だけの話じゃないんですよ。いろんなこの数字的なもの、借入金やらそういった債権関係ですが、そういったことも含めてやっぱ心配材料があるということで、こうゆうのは、いろいろ動かせるものですから、数字的なもので。ですから、そういった点で心配していますから、かなり苦労してるんじゃないかなと。だから、来年度をどうするかというようなことをちょっと聞きたかった。でもそこら辺をあっさり終わるつもりだったんですが、一つ気になることが。監査委員に失礼だと言いました。しかしわれわれ議員は、監査委員も含めてそれをチェックしないといけない立場ですから、当然のことです。失礼とかなんとかいうことは、ちょっと当たっていないのでそれだけ申し上げときます。以上です、私からは。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 財政のですね一部だけを捉えて、財政どうのこうと言われるのはちょっと短絡的かなと思ってます。監査報告のときに最終的に、久山町の財政についての健全化比率等全て報告があったと思います。あれが診断結果ですよ。一部だけを見て、財政どうのこうのというのは、もう少しその勉強していただければおわかりになるんじゃないかなと思います。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 財政調整基金、19年度末では約7億4,000万円あったということですよ。それで今年度、8月6日の臨時議会の時には、6億1,700万円。それで今回、現状はまた、760万ばかり取り崩されるんですが、常に議会があるたびに財政調整基金を取り崩すという言葉聞くようになりました。それで、先ほど言いましたように、昨年19年度末では、7億4,000万円の基金残があったのに、8月6日の臨時議会では約6億1,700万円になってる。そういった中で、くばらコーポレーションの買い戻しの話がされました。私は、昨年の9月議会で、町長、くばらコーポレーションの買い戻しはどう考えてらっしゃいますかと聞いたら、その当時、窮屈な思いの中で、窮屈な思いの中で、買い戻しはでき

ませんよという話をされました。私なりに思うと、7億4,000万が19年度末繰り越すことができたんですから、去年はできたんですから、今年はそれが維持できるかどうか。そう言った中でね。去年よりかは今年はどうなのか、財政上ですね。そういった中で、さっき一つの例として挙げました。買い戻し問題、こげなのはどういうふうに次期町長が取り組んでいかれるのかちょっと私も心配しております。しかも、たばこ税、あるいは入湯税にはもう、特に入湯税はもう見通しが今のところない。たばこ税は7,400万までに落ちてしまってる。そうかと言って一方で町有地を手放そうと、山田幼稚園の跡地あるいは久原幼稚園の跡地、スムーズに売ることができない。いろいろの問題を抱えてる。山田幼稚園は周りの地権者との問題。久原幼稚園については、抵当権設定者との問題。そういう中でですね、どこからそれじゃ、いわゆる自己資金、いわゆる自主財源を確保するか。やはり自主財源があれば、財政調整基金、いわゆる一般家庭で言う貯金があればですね、今度家を建てかえろとか、あるいは嫁をもらおうという時はですね、やっぱりどうしてもそういう貯金を見ながら言うんですね。やっぱり町の財政でも何かしようと思ったら、私は財政調整基金を見ながらと思うんですよ。それで、やはりこれは大きな柱と思ってる。それで、町長はもう勇退されますんで、これ以上はもう私は言いませんけれども。財政調整基金についてはですね、非常に心配しとるところがございます。それと同時にそれがなければ、町政がスムーズにいくのかどうかという心配があります。今年は64億近くの歳入歳出予算になっておりますが、これはまだあと半年以上あります、20年度はですね。そういった中で、また財政調整基金を取り崩す。で、しかも来年度の新予算早々、くばらコーポレーションの買い戻しを検討しなくちゃいけない。これは非常に厳しい新しい町長の宿題であろうと思っておりますね、もう一度その点を、町長の考え方を聞かせてください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 議員が財政調整基金のことを非常に心配されるのはよく私も理解できます。ただ財政調整基金、確かに家でもそうですけども、やっぱり貯金は、ちょっとマスクを外させてもらいます。貯金は多くあるに越したことがない。どこもそのためにやはり預金は各家庭されると思いますよね。だけど、やはりそういう中で、家の建て替え、あるいは子供さんたちの結婚式とかいうときにはやっぱり大きな金を出さざるを得ない。そのためにそういうときにはやはり貯金を、大きな貯金をなくす。だから、一時的にはやっぱり、せっかく積み上げていた貯金がなくなる。本町もここ3、4年の中で、どうしてもやるべきだという事業ということで、幼稚園の、これもほとんど町の財源をですね、やっぱり3億以上は使ったと思いますけれども、それから草場の分譲についても大きな大体7、8億ぐらい両方でなってる。だからそういう大きな事業をやると、一時的に財源っていう

のは低くなる。これはもうあってしかるべきことだから、これがきつくなったらそれに合わせた予算組みあるいは事業の執行をしていくのが、町の財政運営だと思ってます。私が就任したときも、財調が7億ぐらいだったと思います。切るぐらい。けどあの時は、当時は違うのは、その財調のことよりも一番大きかったのは、土地開発公社が30数億円の借金を抱えていた。しかもその30数億円の債務を町が負っていた。こういう状況のときもあったんですよね。それはやはり、開発公社が抱えて、塩漬けしていた土地を企業に処分していきながら、ずっと減らしていったんですけれども。だから、財政のことをよく気にされることはよくわかるんですけれども。私が普段よく言ってる久山町の財政は健全ですよというのは、例えば今年、今年本当ですね、予想もできないようなコロナの問題が出てきたですよね。そうすると、税収がどうなるかもわからん。当然法人税も落ちる。町税も落ちるかもしれない。けど久山町は、税ちゅうのはいつも言ってますけど、交付税というのは税が落ちた分だけ8割以上は返ってくる、増えてくる。だから久山町も、今年度だけに言わしてみれば、たばこ税はもう1年も前から落ちてるから、今年度の税収としては、今の予算額よりもやっぱり9,000万ぐらい入ってきます。地方交付税もあと1億ぐらい増えてくる。だから、前年度投資したものがそれがなってくる。それと、そういうふうにして税についてはですね、久山町は交付税に依存してるのが12%ぐらいだからこういう日本の社会が大きく経済変動があっても、大きな影響を受けにくいところが久山町のいいところだと思ってます。これが7割もですね、交付税に依存してる自治体というのは、万が一来年その国の財政の状況によって交付税の総予算額が減らされた場合は、これはもう大きなダメージを受けます。だからその辺のダメージが少なくてできるのが久山町の今の財政構造なんですよ。だから、議員がおっしゃるように、預金残高が減ったら、これはもう本当にどうしてもせないかん行政サービスを落とすことができない。ただその分だけは、久山町というのは自主財源が高いから私はきちっとできていく。その交付税とか持っていけばですね。だから、あとはもう財政運営だから。あとは、当然財政が厳しいときには、久山町の自主財源というのは、もう基本的には町税というのはずっとここ数年上がってきてます。そういう臨時的なものに充てるにはやはり町の財産を処分。これはもう監査委員からもよく言われてます。だから、今で言えば、両幼稚園の跡、これはもう幼稚園を建てるときにやはり使った財調については、その分の土地を処分することでということ考えていましたけれども、一つは山田幼稚園跡地については、やっぱり周辺の地権者の方々が一緒に開発をしていただきたいということですから、今、それに合わせてという形で進めてますし、久原についてはちょっと抵当権の問題があって、これももう今年度中には片付くと思いますのでね、処分できる。もう一つは、区画整理のところにもやっぱり1万5,000㎡

ぐらいの土地がありますよね。あれについても、大体、前回はいろいろ反対とかあったんであれですけども、当然有効活用ができる土地だと思ってます。ですから、財政が厳しい時はどうしてもやはり緊急的なそういう充てることのできる土地の処分というのもこれも計画的にやっていかないかんだらうと思ってますので、私も今期で辞めますけど、次の町長さんがやはりそういうところを考えられて、次年度のですね、予算執行していただければいいんじゃないかなと思ってます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私、19年度のこの決算報告の中でですね、町債が約6億7,000万、公債費が約4億3,000万。お金を返すために借金をするというようなことじゃなかろうかとは思いますが、健全財政化の意味からすると、やはり町債より公債費のほうが大きいというのが、私は妥当な健全財政化に向かっているやり方やなかろうかと、財政健全化に向かっているやり方やなかろうかと思えます。それと同時に、国も今非常に厳しい時代になっておりますので、国の交付税を当てにしたような町財政の運営も非常に厳しくなってくるんじゃないかろうかと。そういう意味からするとやはり自主財源確保、財政調整基金の確保というのはやっぱりこれは必要と思えます。私いつも例に挙げさせていただくのは、福岡県の上毛町の、築上郡上毛町の例です。あそこは人口7,400ぐらいですよね。財政調整基金が約24億、ふるさと納税基金が12億ある。それで、その町長いわく、こういうときにお金を使わんと、コロナの云々があつてるときにお金を使わないつ使うかと。町民1人頭2万円ずつ出すんだと支援金を。それで足らなかつたらなおかつ考えると。こういう勢いのあるような発言ができないというのが久山町の情勢でなかろうかと思えます。それで、確かに町長が引き受けられた当時の財政状況を立て直すために頑張ってお見えになったとは思いますが、それで、いろいろもろもろ上久原の区画整理事業の中の約5,300坪の土地の云々かんぬんというやつも私なりに興味があつたから、今後、新しい町長と意見の交換会をやっていかないかなと思つてはおりますが、一つ、そういうことを私も考えておつたということだけをちょっと町長認識しとっていただければと思つて発言させていただいております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） よく理解をしておりますしですね。だから行政のほうもやっぱりやはり財政というのは大事な問題ですから、やっぱり町有地の有効活用ということはやっぱり、特にここ数年はですね、幼稚園跡地それから、大体大きな残つてるのは、上久原区画整理区域、それから猪野藤河線長浦地区ですからね。その辺についてはやはり行政もしっかり、企業についてもいいところを持ってこないかんし、やっぱり久山町の政策に合わな

いような土地の処分はできないわけですから、その辺のところについては議会もですね、皆さんもぜひご協力、理解をしていただければなと思ってます。それから交付税に頼らない町になる。これはもう理想です。だけど、それはもう、いわゆる日本の国の制度としては、交付税を与えることによって地方の均衡したですね、どこの町に住んでても同じような行政サービスができるという、これはもう日本の国の制度ですから。日本の場合は、酒税、それから所得税、そういう国税をですね、本来税は全部その町がもらっているんだけど、国が一旦国税として取ってそれを自主財源の少ない自治体にあげる。これが日本の地方財政の制度ですからですね。これはこれで評価せざるを得ないし、もう本当言って議員がおっしゃるようになりますね、上毛町さんあたりは財調もいっぱいあって。これは筑豊地区の自治体なんかうちよりももっと30億ぐらいためてあるところたくさんあります。といって、そこは過疎の自治体でもあってですね。というのはやはり地方交付税、今の地方財政、国と地方の財政計画そのものの制度がやっぱり平等とは言えないですね、公平とは。だから一番久山町というのは、割に合わないといいますか、苅田町さんのように、もう自主財源だけでやれる100を超えてるところあたりは、もう税収を延ばせば延ばすほど入ってくる。だけど、久山町はあと一步、88%ぐらいの自主財源比率のところですね、あっては、いつも言ってますように、自主財源を3億延ばしても、実際は、何千万ぐらいしか増えないとかですね。そういう状態のそこであるから、そういう矛盾がありますけどね。それとやっぱり僕一番思うのは、久山町っちゅうのは、いろんなところと違ってやっぱりこの福岡大都市圏にある町なんですよ。だからどうしても、うちは建設投資額が大きいといつも私言ってますけれども、やっぱりこういう人口を抑えながらの政策で土地利用を厳しくしながら、環境を第一にしたまちづくりをしながら、一方で、周辺の人口4万、5万の町とつき合っていないかん。同じように、インフラ整備、環境整備、教育をやっていることとするとですね、どうしてもやはり、その比率が高くなる。だから、それだけその財調持ってるところが必ずしも豊かではない。その上下水道とかインフラが全部比較した場合どうなのとかですね、生活水準がどうなのかということもやっぱり見てみて初めて言えるんじゃないかなと思ってますが。そういう面では、久山町というのはしっかり人口、3万4万5万あたりとですね、負けなだけのそういう行政をサービスをやってるんじゃないかなと思ってますので、そういう面も含めて、ただ議員がおっしゃるように、やっぱり、財政というのは、まちづくりの根幹となるしですね、やっぱり財調が減ってきてるといことはやっぱり厳しい状況だなということ間違いないからですね、やっぱりそういう土地の処分、有効活用なんかも進めていただいて、しっかりやっていただければなと思ってます。

(3番有田行彦君「議長、終わります。ありがとうございます。ありがとうございました。」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長(阿部文俊君) まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番(本田 光君) 議案第74号令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

安倍政権から安倍政権を継承するという菅内閣が誕生しました。7年8カ月続いた安倍政権は、雇用悪化や社会保障後退に加え、2度の消費税増税によって内需を冷え込ませ、日本経済を衰退させました。昨年10月の消費税増税以降、実質国内総生産GDPは3期連続のマイナスに陥りました。コロナ危機に見舞われ、2020年4月から6月期は前年度比7.8%減、年率換算で27.8%減という戦後最大の下落を記録し、個人消費は、前年比8.2%減、年率28.9%に落ち込みました。町長は平成30年3月議会所信表明などで、このアベノミクスの3本の矢を高く評価されました。しかし、今ではアベノミクスは一部メディアが指摘するような未完などではなく、国民生活に決定的な打撃を与えています。今大事なことは、内需等家計、中小企業をどう経済の軸にしとることが大切だと考えております。

さて今、地方公共団体はこの国の悪政から住民の命と暮らし、福祉、医療、介護、教育、農林業等々再生する施策の充実が強く求められています。特に新型コロナウイルス感染症防止対策、PCR検査の抜本的拡充について、国・県に対して強く求めていると考えます。令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算書での総合運動公園スポーツゾーン整備関係の第5期4,921万4,000円、第6期が4,975万6,300円となっており、9月3日一般質問での町長答弁はサッカー場、野球場等々の整理事業は終焉しゅうえんをという質問に対して、終焉しゅうえんとはしない旨の答弁。先送りするのではなく、中止すべきだと考えます。今、町が優先して行わなければならない事業は山積しています。一つには、山田小学校体育館の天井剥離、吹き替え工事を含む大規模改修工事。二つ目には、久原・山田両小学校の老朽化したプールの改修工事。また、久山中学校の完全給食の実現。それから四つ目には、くばらコーポレーションヴィレッジ構想断念用地の買い戻し。それから五つ目には、久山町指定ごみ袋が大が1枚105円でありますけども、非常に高いというふうに言われてます

し、ぜひ値下げを。それから、6番目には、猪野ダムの周回道路、これは町道ですけども、崖崩れの修復工事。7つ目には、久山町上久原区画整理事業には、国・県の補助金は一切つかないというふうに言われておりますし、事業期間はもう既に来年3月31日までとなっており、その解決策が急がれます。8番目には中学卒業まで入院、通院とも医療費の完全無料化を等々があります。今回、一部入院については、自己負担があるけども一定負担増が出されず、個人負担じゃなくてですね、増が出されております。そうしたことを全般的に含めて、令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算書の民生費、衛生費、総務費、教育費等々の款項目については、賛成評価できる点もありますけども、総合的に見て、賛成できないところが多く見られます。

以上を述べて、令和元年度久山町一般会計歳入歳出の決算認定についての反対討論いたします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第74号令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第75号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第75号令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第75号令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第76号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第76号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第76号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第77号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定
について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第77号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計
歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第77号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを
採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は認定することに決定されまし
た。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第78号 令和元年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第78号令和元年度久山町水道事業会計決算認定につい  
てを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第78号令和元年度久山町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第79号 令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第79号令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第79号令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は認定することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第80号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第80号令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第80号令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第81号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第81号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第81号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第82号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第82号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第82号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第83号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第83号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第83号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第84号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第84号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第84号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第85号 久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第85号久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第85号久山中学校特別教室棟改修工事請負変更契約についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第86号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第86号令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第86号令和2年度久山町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議員から職員への「注意勧告書」に関する事項及び議会の規律に関する事項についての調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議員から職員への注意勧告書に関する事項及び議会の規律に関する事項についての調査の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 調査特別委員会委員長の報告を求めます。

久芳委員長。

○9番（久芳正司君） 調査特別委員会報告をいたします。

本委員会に付託された調査結果につきまして、次のとおり久山町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本委員会は、令和2年6月9日付け久山町議会議員佐伯勝宣氏より、令和2年6月4日の本会議において、佐伯議員の一般質問の際、佐伯町長へ答弁の補助とするメモを渡したとして、議会事務局長に対し、注意勧告書が発せられたことを踏まえ、久山町長より、事実の確認、検証および事務局長に対するパワハラ行為についての事実確認要請が久山町議会議長宛てに提出されたものであり、本委員会としては、確認要望書をもとに調査事件として検証し、また、規律違反の有無について事実の確認、検証を行うことにしました。

調査項目1、注意勧告書の実事確認、検証についてであり、事務局長が佐伯町長に対し、答弁の補助とするメモを渡したのか確認と、佐伯町長は事務局長……

○議長（阿部文俊君） 久芳議員。

佐伯副町長になります。

○9番（久芳正司君） 失礼しました。佐伯副町長は、事務局長からメモをもらい答弁を行ったのか確認。2項目は、職員に対するパワーハラスメントの実事確認であり、事務局長に対するパワハラ行為やその他、佐伯議員からのパワハラ行為と思われる行為や言動の確認であります。

また3項目めは、議会等における規律違反行為等の事実確認について調査であります。

調査委員会は、令和2年8月17日、第1回から9月15日まで5回に渡って調査、検証を行いました。

調査の結果、佐伯議員から中原事務局長宛てに提出された注意勧告書の事実確認については、4名の参考人全員が事実と異なると証言したこと。また、議員全員も、メモを渡すような事実がなかったことの証言を得ました。また、佐伯副町長に対する侮辱的な注意勧告書の文章内容や中原事務局長に対するパワハラ行為については、事実でないことを佐伯議員の議会報告に書かれたことがパワハラ行為や、侮辱行為と感じたとの証言を得ました。佐伯議員には、参考人として、出席を願ったところ初回は無届け欠席、2回目以降は、全てに欠席する旨の届けがありました。

また、規律違反に対する確認では、他県での研修会時に人目もはばからず、大声を発し、同僚議員に罵声を浴びせるなど、議員としての品位を損なうような行為を行ったとの証言も得ました。

以上のことをまとめ、調査特別委員会の意見として、この調査事件について、慎重に調査、検証した結果、令和2年6月4日定例会本会議において、メモのやりとり等については、佐伯議員が一方向的に発した注意勧告書と言える。たとえ佐伯議員の見間違いや勘違いがあったとしても、確定ではないことを発したことは、断じて許される行為ではないと断言する。

また、佐伯副町長に対する侮辱的文書の内容や、職員に対するパワハラ行為に当たっては、今回のような事実ができない状態において、本人の議会報告に掲載し、不快な思いをさせたこと、全員協議会等で、欠席理由にならない理由で欠席するなど、多くの言動や行動について、議員の品位を著しく損なう行為があったことや、本委員会において弁明の機会を与えても、一度も対応することなく、議員としてふさわしくないとの意見があり、また委員会の中には、佐伯勝宣議員に対する辞職勧告決議を出すべきだとの意見もありました。

以上、意見をまとめ調査事件の報告といたします。終わります。

○議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議員から職員への「注意勧告書」に関する事項及び議会の規律に関する事項についての調査の件を採決します。

本件はお手元に配りました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、議員から職員への「注意勧告書」に関する事項及び議会の規律に関する事項についての調査の件は、委員会報告書のとおり決定しました。

これで議員から職員への「注意勧告書」に関する事項及び議会の規律に関する事項についての調査を終わります。

佐伯議員に入場していただきます。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に報告いたします。

議員から職員への「注意勧告書」に関する事項及び議会の規律に関する事項についての調査の件は、委員会報告書のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第3号 佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議

○議長（阿部文俊君） 日程第24、発議第3号佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 提出議員より趣旨説明をお受けいたします。

山野議員。

○1番（山野久生君） 説明いたします。

佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議（案）。

表題の件、下記の理由により佐伯議員に対し議員辞職を勧告する。理由、佐伯議員が議会事務局職員に対して発した注意勧告書の真偽について、調査特別委員会で調査を行った。佐伯議員が発した注意勧告書の真偽、意図を確認するために委員会への出席を再三求めたが、佐伯議員からは欠席の理由として「この件は不当であり、前回の「懲罰」の説明責任が果たされていない中、会議出席は私にとって決して有益にはならないと捉えてい

る。これが欠席の主たる理由です。」と、「私の有益」が欠席理由であり、自分の行動に対する責任が欠如していると言わざるを得ない。その上、委員会に出席しないにもかかわらず、街頭演説で特別委員会を批判するなどの行為は、町議会の存在をないがしろにし、住民の皆さまを困惑させる行動であり、断じて許せるものではない。のみならず、佐伯議員が住民の皆さまへ配付している議会報告に、事実と異なる内容を書いていること。庁舎内及び研修先で大声を発して同僚議員を侮辱する発言を行ったことなどの行動は、町民を代表する議員として恥ずべき行為であり、久山町議会の品位を著しくおとしめている。これ以上、議会議員を続けさせるべきではない。よって、佐伯勝宣議員は自らの意思で議員を辞職するよう勧告する。

以上決議する。

令和2年9月17日 久山町議会

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、佐伯議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

佐伯議員の入場を許します。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に一身上の弁明を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） では、今日初めてこれを知りましたんですね。これは、次のステップアップに向けて頑張れというそういう激励かと思ったらそうじゃないということがちょっとわかりました。私も簡単に、簡単についていうか2分40秒ほどちょっと述べようと思ったんですが、ちょっともう一つ、基本的なことを言いたいと思います。弁明二つになります。ご許可をお願いします。

弁明1。まずですね、議会事務局というものです。これは町長の最初の諮問文書にありました。まず町長からの議会への諮問の文書を一読しまして、違和感を覚えたことが1点。まず手順ですね。町長は職員を守る立場ということを言われました。しかしまず、議会事務局長というものについて議員必携にこうあります。議会事務局職員の任命権は議長にあるので、辞令は議長名で交付する。通常執行部の職員を事務局職員に任命する場合

は、町村長の議会事務局への出向命令と、議長の議会事務局職員としての発令があつて初めて有効な任命がなされたことになる。逆の場合も同様に、議長の執行部への出向命令と町村長の執行部職員としての発令がなされて任免手続が完結するものである。すなわち、町長が議会事務局長を一般職員と同様に扱っていることはちょっと違うのではないのでしょうか。私が出した文書がどうのこうのという問題は、まず議長に当人から相談があつて、議長から私に何かしらのアプローチがあるのが筋のはず。議会事務局長の任免については、私は別件で町長経験者に確認したことがあり、大体今私が話した解釈であつてははず。すなわちこれは任命権は議長があるもんなどということ、町長から言つてもこれはどうだと、ちょっとなというふうな回答でした。町長が議長に諮問というのは、この調査委員会の調査結果がどうであれ手順として正しくないという事実を、町民もしくは世間一般に与えるものではないのでしょうか。そこのあたりの認識は関係者はどうお考えでしょうか。議会が議決したんだから、問題はないという強引な解釈をされることが想定されます。もう実際あつてました。しかし果たして、世間一般から支持されるものではないのでしょうか。まずこれが1点です。そしてもう1点目、まずこれ100条委員会というふうに解釈します。言葉は全然出てませんが100条委員会ということ、では弁明します。まず今回不可解な調査委員会設置であり、不当な決定だということを申し上げます。細かなことはここでは割愛しますが、町長の議会への諮問ということで設置され、今回の結果に至つたという事実は残るわけです。妥当かどうかは、町民が判断することかと存じます。私はこの議論に関係する会議をあえて欠席し続けました。これまでの経緯から声を上げて、多勢に無勢であること、さまざまな観点から私なりに大局的に判断したものでございます。調査委員会設置というものについて少し話します。今回の決定に密接に関係があるので紹介します。ここに4枚1セットの書面がございます。5年前、平成27年8月25日付けで、私佐伯が、当時提出のために準備していた100条委員会設置の決議案でございます。既に私は印鑑を押しています。内容は子育て支援センターへの補助金目的外使用についてです。条文を全て整備し、証人聞き取り調査等の対象となる関係者のリストアップ、調査に係る経費と日数を上げ提出できる状態までしております。今回、町長が議会への諮問で挙げた職員は、リストアップした調査対象者と同じ範疇または既にリストに上がっております。この決議案は、当時、ほかの議員に相談した段階までで、結果提出を見送りましたが、その議員らでどんな話をしていたか、当時の記録もでございます。20回ほどやりましたね。私が言いたいこと、いわゆる100条委員会は、議会の伝家の宝刀と言われております。しかし今回、果たしてその伝家の宝刀を抜くような場面であつたのか。調査に町民の税金を投じる事案であつたのか。私の5年前の決議案を見れば町民はおのずとその背

景もわかってくるのではないのでしょうか。

今回の件は、昨年3月の私佐伯への懲罰同様、補助金目的外使用の一般質問での追及が発端であることが注目点です。今私がお示しましたように町に損害が与えられ、今なお不透明な点が多い補助金目的外使用を調査の対象として究明することが本来町民の目線にかなった調査委員会設置だったはず。

私は、今回の設置までの経緯を含め、決定は不当であると改めて申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員の退場を求めます。

〔4番佐伯勝宣君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔3番有田行彦君「あります。賛成討論。」と呼ぶ〕

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 以前、平成26年12月定例議会で、議場の秩序を乱し、久山町議会の品位を落とす行為をしていると言わざるを得ない。今後、このようなことがないよう、当時の議長および議会運営委員長が本会議場内で当人に申し入れを行い、議員本人から謝罪があったのに反省がなく、今回、事務局長等へのパワハラ行為や会議等における規律違反行為、また、同僚議員を侮辱する発言は止まず、平成26年12月定例会の謝罪は何だったのか。このままでは議会が正常に働くことは考えられない。一議員に振り回される議会であってはいけない。従って、山野議員の提案に賛成いたします。

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

発議第3号佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議を採決します。

山野議員ほか2名から提出されました、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議は可決されました。

佐伯議員に入場していただきます。

〔4番佐伯勝宣君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に報告いたします。佐伯勝宣議員に対する議員辞職勧告決議は全員賛成で可決されました。

辞職するかどうかは佐伯議員が決めることですが、議会の意思表示は重く受けとめていただきたいと思えます。

（4番佐伯勝宣君「了解しました」と呼ぶ）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第4号 久山町長期まちづくり計画特別委員会設置に関する決議

○議長（阿部文俊君） 日程第25、発議第4号久山町長期まちづくり計画特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提出議員より趣旨説明をお受けいたします。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 久山町長期まちづくり計画特別委員会設置について説明をいたします。

第3次久山町総合計画は令和3年度までの計画であるため、今後第4次久山町総合計画策定が進められます。総合計画はまちづくりの根幹となるもので、町が目指すべき姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うために策定されるものです。久山町議会としても第3次久山町総合計画を検証し、第4次久山町総合計画策定に向け、今後のまちづくりを長期的に見据え、さまざまな観点から積極的に関わっていく必要があると考え、地方自治法第109条および久山町議会委員会条例第4条の2に基づき、特別委員会を設置するものであります。

本来、全議員でこの長期的まちづくりについて調査研究を行うことで、全議員に説明いたしましたでしたが、1議員から設置に賛成できない、構成委員から外してほしいとの文書であ

りましたので、委員の定数を8名といたしましたことを申し添えまして提案説明としていたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発議第4号久山町長期まちづくり計画特別委員会設置に関する決議を採決します。

阿部議員ほか1名から提出されました、久山町長期まちづくり計画特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、久山町長期まちづくり計画特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。

事務局長、名簿を配付してください。

〔名簿配付〕

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

特別委員の選任については、久山町議会委員会条例第6条第4項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩としますので、特別委員会の委員長、副委員長を決めてください。決まりましたら、私まで報告をお願いいたします。

再開は、11時50分からとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時44分

再開 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久山町長期まちづくり計画特別委員会の委員長は阿部哲議員、副委員長は只松秀喜議員に決まったと報告がありましたのでお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書

○議長（阿部文俊君） 日程第26、発委第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書を議題とします。

提出委員長より趣旨説明をお受けいたします。

阿部委員長。

○7番（阿部 哲君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、福祉・医療、教育・子育て、防災、地域経済活性化など甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の減少が懸念され、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求めるため、全国の町村議会が一致団結して、国の関係機関に要望を提出するため提案するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（阿部文俊君） 提出委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 期間どれぐらいでしたっけ。

（7番阿部 哲君「期間と言いますと」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 阿部議員。

（7番阿部 哲君「失礼しました」と呼ぶ）

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 期間とはどの期間でございますか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） まあ大体こういった委員会を立ち上げられるということは、何回ぐらい、例えば2年以内とか、そこで何回議論するとか。先ほど私の100条に対しても第

20回、2年というそういったスパンであると。そういった計画といたしますか、大体、構想等お持ちでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員に申し上げる。これは発委でございますのでよろしくお願ひしときます。

（4番佐伯勝宣君「分かりました。すいません。以上です。」と呼ぶ）

意見書ですので、これは、

（4番佐伯勝宣君「ということはまだまだこれからだということですね」と呼ぶ）

（3番有田行彦君「意見書を出すということ」と呼ぶ）

（4番佐伯勝宣君「ごめんなさい。すいません。勘違いしておりました。すいません。失礼しました。」と呼ぶ）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発委第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、早急に関係機関へ提出いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。

よってお手元に配りましたとおり、派遣することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第28、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務調査のうち、久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の……

（5番松本世頭君「動議」と呼ぶ）

松本議員。どういう動議ですか。

○5番（松本世頭君） 今から説明させていただきます。動議内容を説明いたします。佐伯議員の7月28日発行上山田限定版の文章で、5月初め、阿部哲議員は地元区不特定多数に町内小規模事業者応援給付金の支給に関する方針（案）を自らの議会報告として配布。また、5月8日、臨時議会で議決前の案の内容文書の配布は、問題行為であります。以前、他の自治体で採択に影響を及ぼした経緯を聞き覚えております。

また、この言動、行動については、町民の多くの方々の疑問の声を聞きます。議会人のもとより、要職を務める議員が、そのような軽はずみな言動、行動をすることは、議会軽視以外何ものでもない。このことについて説明を求めたい。

また、このことが事実とするならば、当人は要職を辞するか、何らかの処分を科することとし、町民の声を議会人として代弁するため、調査特別委員会設置を求める動議を提出いたします。

○議長（阿部文俊君） ただ今、松本議員から調査特別委員会設置に関する決議が提出されました。この動議は、賛成者がありますので成立しました。

事務局、配付してください。

〔事務局配付〕

○議長（阿部文俊君） 調査特別委員会設置に関する決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは、可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 調査特別委員会設置に関する決議の動議

○議長（阿部文俊君） 追加日程第1、調査特別委員会設置に関する決議の動議を議題にします。

地方自治法第117条の規定によって、阿部哲議員の退場を求めますが、その前に、阿部哲議員に確認します。弁明の機会を求めますか。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） ここで弁明じゃなくて。

○議長（阿部文俊君） 求めますかっていうことです。

求めますか。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 弁明を求めます。

○議長（阿部文俊君） わかりました。

後ほど議会に諮って許可されたらお呼びいたしますので、退場ください。

〔7番阿部 哲君退場〕

- 議長（阿部文俊君） 提出議員より説明をお受けいたします。
- 5番（松本世頭君） 提案理由をお話しします。5月はじめ、阿部哲議員は地元区不特定多数の方に5月8日の臨時議会で議決前の内容を書いた文書を配付したことが問題行為であります。なぜならば、他の自治体におきましては、採択に影響を及ぼしたという経緯が先ほど読みました経緯がありましたので。案についてですね、いろいろな案があります。そのことで、まず採択してない議案をですね、もし、配られたというならば、問題行為であるということですので、このような軽はずみな言動をすることは、まず議会軽視以外何ものでもないということで、調査特別委員会を設置していただきたいということでございます。

- 議長（阿部文俊君） 阿部哲議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、阿部哲議員の一身上の弁明を許すことに決定しました。

阿部議員の入場を許します。

〔7番阿部 哲君入場〕

- 議長（阿部文俊君） 阿部哲議員に一身上の弁明を許します。

阿部議員。

- 7番（阿部 哲君） 急なことでちょっと文言的には正式な名称はわかりませんが、小規模事業者等の給付金。また、定額の10万円の給付につきまして、臨時議会前に、上山田の町民へのお知らせということでしております。

しかしながら、これは町民に対してコロナ対策が久山町でどういうことをしているか、また議会でどういうことを審議しているか、その内容を知ることには何ら問題はないと私は考えております。また、政府においても、いろんなことで、その内容、同じことをもう報道されております。それが久山町ではなかなか新聞報道にもまだ発せられてない、遅れている状況の中でいつになったら久山町になるのかなということで、今度の臨時議会でこういうことの協議をしますよということで、あくまでも案、こういうことをしますよということで、町民にお知らせをしたわけでございますので、何ら私はやましいことはないと思っております。

- 議長（阿部文俊君） 阿部哲議員の退場を求めます。

〔7番阿部 哲君退場〕

○議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、先ほど松本委員長が言われたように自分の立場っていうものがあるかと思えます。それで、やはり町民の皆さんにお知らせするというのは、確定した後でもいいじゃないかなと。そしたら、誤解を生まなくてもいいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 質疑ですけど。

（3番有田行彦君「それを確定せん前にやはり、情報を漏らすということだろうと思えます。そしたらやはり混乱する一因にもなるかと思えます。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 松本議員に対する質疑でございますので。提出議員に対する質疑でございます。ありますでしょうか。

質疑ありますか。

清永議員。

○2番（清永義弘君） 松本議員にお尋ねしたいんですけども、今、有田議員の方から若干趣旨の違うところで質問やっておりましたけれども、先ほど本人が弁明されたように、特別これが問題になるというようなことでは私はないと思っております。ですから、調査特別委員会を開催する必要もないし、町民の皆さまには、混乱を招くような状況ではないと私は思っておりますが、内容的にはどの部分のどういう文書というのがあるのか私のほうに見せていただければその文書がどういうものなのかというのが判断できると思えますけど、その内容わかりますでしょうか。教えてください。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 今回の文書についてはですね、ある程度われわれも譲歩ができると思うんですけども。ただ、あくまでも議案ですよ。あくまでも議案。ほかの例えばまだいろいろな議案があります。その中でですね、やはり案というものは軽はずみにですね、議員として、まず、われわれが審議をする前にですね、情報を漏らすこと自体が問題があると思っております。ですから私はそこを言ってるわけでございます。案によってはですね、先ほど申しましたように、身の危険を感じ、その採択にですね、支障をきたす場合もありますので。この案は大丈夫だから漏らしていいと、この案は大丈夫じゃないから漏らしたらだめとか、そういうこと自体が発想、考え方が僕は間違ってると思う。あくまでも議案は案でございますので、審議前に議会人が皆さんにお知らせすること自体が問題があると

いうことを言ってるわけでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 今、松本議員がおっしゃった内容についてはわかります。ですから決議前の文書をですね、流すというのはわかりますけども、今ちょっと文書お見えになってますけど、先ほどの説明の中で佐伯議員が発行した中身のことでその中身がわかったというような、ちょっと私、解釈だったんですけど、現に、阿部議員が発行されたその自分の広報紙というのは実際にあるんでしょうか。

（4番佐伯勝宣君「じゃあ私が答えましょうか」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、待ってください。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 今現在は持っておりません。しかしながら、多くの町民の方ですね、松本君これはどういうことかと、やはり疑問を持ってあるわけです。だからそれは議会人としてですね、やっぱり正さないかんということでございます。ですから私は、実際、町民の声が多く聞いておりますし、私以外の議員さんも聞いておられますのでですね。じゃあそのことはうんぬんかんぬんと言うて、知らんぷりする訳いけませんので、やはり議会人として調査をせないかんということで調査特別委員会の設置についてお願いをしたわけでございます。

○議長（阿部文俊君） 清永議員。

○2番（清永義弘君） 言っておられることは分かります。だから私のほうとしてはですね、阿部議員が実際に発行された書類が5月8日前の臨時議会前に町民のほうに発せられたかどうかというのを確認したいと思います。その事実がなければですね。こういうような特別委員会を開催するっていうこと自体がいかがなものかなと思ってます。ですから、実際に本人が発行したということであればまだ決議前の案でございますから、先ほどからおっしゃってるように、決議前の文書を決議前の案件を町民に知らせることはいかがなものかというのは私も十分わかりますので、実際に阿部議員が出されたかどうかの確認がとれたかどうかと、私もその書類について見て確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いやいや今本人も実際出したと言ってあったやないですか。本人が今弁明の中で。

（2番清永義弘君「そうですかね」と呼ぶ）

ちゃんと言ってあったでしょ。出しましたと。何ら問題はないんじゃないですかと。ち

ゃんと言ってあるやないですか。だから僕はそのことについて調査をして皆さんに何らかの町民にやっぱ答えないかんということを私は言っているわけです。

以上です。

(3番有田行彦君「松本議員に賛成の立場から言っているのか」と呼ぶ)

○議長(阿部文俊君) 質疑ですので。質疑ですので。ちょっと待ってください。あなたはもう3回終わりましたので終わりです。

質疑ですので。有田議員。

松本議員に質疑してください。

(3番有田行彦君「松本議員に対する質疑ということですね」と呼ぶ)

そのことで今話をしていますので……

(3番有田行彦君「だから私はあえて…」と呼ぶ)

いやちょっと待ってください。そのことならいいですけど、それ以外の話はやめてください。いいですか。

只松議員。

○8番(只松秀喜君) こちらのほうに、手元にその文書がないものですから、お尋ねいたします。その文書には、5月8日決議前に決定しましたと書いてあるんですか、それともこういうことが話し合われていますということで書かれてるんでしょうか。

○議長(阿部文俊君) 松本議員。

○5番(松本世頭君) あくまでも議会で審議前に、個人的に議会広報として出されたということで、本人も言ってありますんですね。

以上です。

○議長(阿部文俊君) いいですか1回で。

(8番只松秀喜君「はい」と呼ぶ)

(3番有田行彦君「松本議員に賛成するという立場から」と呼ぶ)

それまた話は別です。

佐伯議員。

○4番(佐伯勝宣君) 松本議員に質問じゃないんですが、出した人間からして……

○議長(阿部文俊君) 松本議員のほうに質問をしてください。

○4番(佐伯勝宣君) ああ、わかりました。

記憶がまだ完璧じゃないようです。文面はこういう文面やなかったですかね。全員協議会でこういったものが配布されましたということで、ですから5月8日の臨時議会はまだ経てないというそういった前提の文書やなかったですかね。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 松本議員にお尋ねのことです。何をもう1回確認して松本議員のほうに質疑してください。

○4番（佐伯勝宣君） では改めます。文面の件ですけれども、5月8日の臨時議会で決まりましたという文書じゃなかったですね。あくまでも、全員協議会、5月1日の全員協議会でこういったものが話し合われましたというそういった内容でしたね、それは。松本議員。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） どういう意味かいな。

○議長（阿部文俊君） もう一度佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 文書のことですけれども、あくまでも5月8日の臨時議会でこういったものが決まりましたという文書ではなく、その前の全員協議会でこういったものが話し合われましたと、配布されましたという内容の文書やったですね、松本議員。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） まあそういうことだったと私も思っております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は明確に覚えておりますので、でしたら、今松本議員がおっしゃったことでしたらやはりこれは議決前に臨時議会を経ずに配られた公文書ということになります。ですからやはりこれは公文書を配布するということはやっぱりこれはいかななものであろうかというふうに、そういうふうに……

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、松本議員に質疑でございますので、松本議員に質疑してください。

こちら方に言う言葉ではないです。

○4番（佐伯勝宣君） 慣れておりませんのですいません。ということはやはり公文書を議決前の公文書、その案の文書を臨時議会の前に不特定多数に配付したということにやはりなりますねそれは。ですから、そういったことをやはり問題視されたということで認識していいですね。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員、自分の思いじゃなくて、質疑なんですから。

（4番佐伯勝宣君「確認ですよ」と呼ぶ）

質疑の仕方を言ってるんです。

松本議員。

○5番（松本世頭君） ですからね、先ほどよりずっと申し上げてますように、議会で議決前に、町民に知らしめること自体が問題だと私は言ってるわけでございます。

（3番有田行彦君「私、松本議員に質問したい」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 松本議員、あなたも調査特別委員会の設置を希望してある。まず先ほど清永議員がいろいろとお尋ねのことを……

○議長（阿部文俊君） 有田議員、ちょっと僕よく見よったら有田議員さんは賛成者ですの、賛成者ですので、逆にそこは提出者に質疑することはちょっとおかしいと思いますので、

（3番有田行彦君「ああそうね」と呼ぶ）

おかしいです。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 私のうろ覚えかもしれませんが、議員に対して守秘義務っていうのはないと思いますけどその点は、松本議員どんなですか。

○議長（阿部文俊君） 只松議員、ただ今あなたは先ほど1回手を挙げられまして、そのあとほかの方が言われましたので、続けて3回になりますので、注意します。

（5番松本世頭君「もういっぺん終わってから…」と呼ぶ）

それで終わります。

ほかにありませんか。

山野議員。

○1番（山野久生君） 今、只松議員が言われた議員の守秘義務はないと思いますけど、その点はどう思われますか。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） いやそれはおかしいんじゃないんですか。あくまでも議案ですよ案。それを守秘義務、それは案が通った後はですね守秘義務はないと思いますけども、あくまでも議案ですよ。それをぺらぺらぺらぺら審議する前にですよ。町民が知ってしまったらどうします。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員私語をやめてください。

○5番（松本世頭君） そこら辺をね、聞かれる議員さんが僕はどうかと思います。

○議長（阿部文俊君） 山野議員。

○1番（山野久生君） 議員はですね、町民さんに対して町民の皆さんに対してですね、意見を聞く立場であるんですけど、それを意見を聞くようなことを言ってまずいということは議員はないと思いますけどその点はどう思われますか。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） その意見を聞く、どういう聞き方がいろいろ問題もまた生じましようけどね。あくまでも、議案ですよ。それしか言いようのないでしょ。議案の審議をするために、審議の内容を議案の内容を町民が知ったらですね、例えばですよ、利益とか個人的なあれがあった場合ですよ、もうはっきり言ってもう、随分昔他町におきまして、その採択にもの凄く問題が生じたことが僕は長い間議員やってますけど、聞き覚えておりますので、どうかということをお諮りしたいと、そのことについて調査をしたいということでございます。調査して、調査委員会をやりましょうということでございますので、調査委員会の中で皆さんのご意見を出しあったらいいんじゃないですか。以上です。

（4番佐伯勝宣君「言いようことが無茶苦茶や。無茶苦茶。無茶苦茶やな。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかに。

もう1回どうぞ。

山野議員。

立って言ってください。

○1番（山野久生君） 町長方に聞いてはだめなんですか。

（6番本田 光君「座ったままじゃいかんです」と呼ぶ）

あなたは黙って下さい。

立って言って下さい。

○議長（阿部文俊君） あなたは黙って下さい。

立って言って下さい。

○1番（山野久生君） 町長側に聞いたらだめなんですかね。

○議長（阿部文俊君） だめ。

（1番山野久生君「だめなんですか。そしたらこれでいいです。」と呼ぶ）

（3番有田行彦君「賛成者の立場からいいですか」と呼ぶ）

だめです。だめです。

ほかにありませんか。

（4番佐伯勝宣君「参考までに言っていいですか」と呼ぶ）

だめです。

(4番佐伯勝宣君「参考までに…」と呼ぶ)

だめです。ちゃんと決まっておりますので、私語をやめてください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

只松議員。

原案に対する反対の発言でございます。

○8番(只松秀喜君) そのチラシの中には、決まりましたという報告をしてるわけじゃなくて、こういうことが今話し合われてますよという報告ですので、僕は何も問題はないと思っております。

○議長(阿部文俊君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

有田議員。

○3番(有田行彦君) 私はですね。阿部議員が配られたことによって、町民が戸惑われたということは事実だろうと思います。それで松本議員に尋ねられたことだろうと思います。そこで今、只松議員もちらっと言われた、只松議員やったかな。調査特別委員会を設置した上でですね、こういった、資料があるのかないのか、言うたか言わんやったかやらそういう問題も出ろうかと思いますが、調査特別委員会を設置するということでございますから、今ここでは調査特別委員会やないんですから、これについての意見としては、私は調査特別委員会で設置して、そこで意見を述べれば良いと思います。それで1番大事なことは、町民が阿部議員の発言について戸惑われたという事実は確かだろうと思いますね。そしてそれを調べるという意味で調査特別委員会の設置をすべきだというふうに松本議員もおっしゃってますんで、私は賛成だと思っております。

○議長(阿部文俊君) 次に、反対者の発言を許します。

山野議員。

○1番(山野久生君) 行政の全協でも何でもそうですけど、行政が出してきたときに、これはちょっと口外しないでくださいというのはマル秘マークが入ってると思います。あれはマル秘マークはなかったもので、多分町民との意見として、そういうことを出すことは僕は全然問題ないと思っておりますので、このあれには反対いたします。

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） 動議に賛成したという立場から発言しますが。いずれにしても、あくまでも案であればですね、まだ議決前のことであるし、先ほど松本議員から発せられた特別委員会の設置、これをやはり事実かどうか、れを確認することも含めて、特別委員会設置が必要じゃないかと思います。

以上、賛成します。

○議長（阿部文俊君） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 長くなりますが幾つか言います。長くならないように。

まずこれが5月8日の臨時議会を経てるか経てないかというのは非常に重要である。そして、これは案という文字が入ってる。これが重要です。要は公文書です。それを不特定多数に配ったというのはマル秘がどのというよりもこれは問題です。しかもこれはお金の給付に関するものですから、それに反対する人間もいるかもしれない。実際私もちょっと町の対応を聞いてちょっとこれはというふうな問題、ちょっと心が揺れました。そういった意味ではこれは全員もう賛成することがわかってる議案じゃないんですよ。そういった意味ではこんなものが議論されますという段階ではやはり公文書というのは、不特定多数に配るものではない。これが1点と、そしてこれがですね、決まりましたという町のホームページに載ったのが臨時議会の日の午後3時なんですよ。15時。議決の後なんですよ。それでやっとなんか載せたんですよ。つまり、議会が承認をしたから載せれるようになった、その事実を。10万円給付と。ですからその前にやはり自らの選挙区、不特定多数に公文書を配布するっていうことはこれはやはり問題である。もしこれが100歩譲ってですね、自分で打ち替えた文字だったらいいんですよ。こういったことが決まります、それやったらまだ許せる、検討の余地ある。しかしあくまでもこれ町執行部が出した公文書案と入ってますから、その点はやはりこれはいかなものかということで、これは問題視しなければいけないと捉えます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

調査特別委員会設置に関する決議の動議を採決します。

松本議員ほか1名から提出されました調査特別委員会設置に関する決議の動議に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

引き続き特別委員会委員の選任を行います。

事務局長、名簿を配付してください。

〔名簿配付〕

○議長（阿部文俊君） お諮りします。

特別委員の選任については、久山町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

異議ありませんか。

（1番山野久生君「異議あり」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにもうありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議は1人でございますので、名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩といたしますので、その間特別委員会の委員長、副委員長を決めてください。

決まりましたら、私まで報告をお願いいたします。

45分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時29分

再開 午後0時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（阿部文俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部議員、入場をお願いします。

〔7番阿部 哲君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 阿部議員に報告いたします。

調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。調査特別委員会の委員長は、松本議員、副委員長は清永議員に決まったと報告がありましたのでお知らせいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで町長から発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議長から発言の許可をいただきましたので、本議会が議会議員の皆さまと議論するのも最後の議会になるんじゃないかなということで、一言、議会議員の皆さまにごあいさつをさせていただきたいと思います。

このたび私、本年10月27日付けをもって町長の職を辞するに当たり、議会の皆さまに一言ごあいさつを申し上げます。まずもって、3期12年間、町政を担わせていただき、こうして無事任期を全うできますのも、ひとえに町民の皆さまの温かいご支援、ご協力、そしてまた議会議員の皆さまのご支援、ご指導の賜物と思っております。改めて深く感謝申し上げます。

振り返ってみますと、今思えば、12年間は長いようでまた短くも感じておるところでございます。議会の皆さまとは、大いに政策議論を交わさしていただきながら、多くの事業を進めることができました。中にはどうしても意見がかみ合わず、道の駅との複合施設、町の観光交流センター事業にありましては、まさにガチンコ状態になり、結果として、1度はスタートさせていただいたんですけれども、残念ながら途中で断念するという事件もありました。私にとっては今でも、農業振興、産業振興、町の活性化の大きな起爆剤という思いがありましたので、残念な出来事であると思っておりますけれども、議会制民主主義である以上、致し方ないということを、またそういうこともあり得るんだなということは、今ではもう理解をしてるところでございます。

しかし一方で、私が町長になったときに願っていた事業もたくさん認めていただき、実行できたことは大変ありがたく感じております。平成20年の10月の町長選挙にて初めて町長に就任して、最初に直面したのは、財政問題でした。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、当時も非常に財政調整基金が減ってる中、そういった状態の中で、それよりも、当時町の財政に対する大きな不安材料というのは、久山町の土地開発公社の借金でございました。予算規模と同程度の額を抱えた中で、今日のように一般会計と企業会計の連結決算をしなくてはいけない状態であれば、当時は大変な状態にあったんじゃないかなと

今では考えております。幸いにして就任した後間もなく、下山田の大谷地区に町が持っていた約5haの土地を、一部上場企業でもある株式会社ダイショーに企業誘致として処分することができたのをきっかけに、その後、さまざまな久山町の立地を生かした企業立地を進めることができました。本当にラッキーだったなと思っておりますけれども、そういう土地処分を積極的にすることによって、平成25年10月に土地開発公社の債務残高が13億円になった時点で、国からの融資を受け土地開発公社を解散することができました。

その後、企業誘致関係では、町の立地ということもありまして、物流関係企業が多いんですけども、中には雇用300人を生んだ製パン工場もあります。そういった中で町にとっても本当によかったなと思う企業立地というのは、地元創業者でもある久原本家グループの本社工場を町が町内に確保できたことではなかったかなと思います。久原本家の本社工場立地にあっては、現在皆さまご存じのとおり、町民税の法人税増収もさることながら、幼・小・中、子供たちの教育支援。また、本町のふるさと納税関連など、町のまちづくり本当に大きな利益を与えてくれておるのは間違いないと思います。

そのほかの公共事業ではハード面では、久山町の木材だけを使って建築した、けやきの森幼稚園の建設であります。これは旧山田・久原両幼稚園を統合し、一つに新しい統合幼稚園として建設しましたけれども、これを山田校区に設置することといたしました。このときに、久原校区の保護者の方、そして久原区の校区の住民の方から本当に大きな反対意見もなく、理解していただいたのは本当に感謝しております。

もう一つは、今もう進めています草場地区の再開発事業であります。この事業は、私が町長になったならば、必ずや手をつけたいといえますかね、やりたいなと心に思っていた事業です。これは草場地区の活性化のみならず、山田校区全体の活性化と発展、強いては町全体のバランスをとり、町全体の久山町民の良好なコミュニティーを維持する上でも重要な政策だと考えていました。この事業についても、実施に当たっては、地域の特殊性があって、民間ではできなく町の直営でやらせていただきました。これについても、議会全員のですね、ご賛同をいただいたのは本当に感謝であります。それから、ソフト面では、レスポアールの運営管理を、町の直営から民間の指定管理に移行したことであります。これは民間にお願いするようになって、明らかに施設の活用、それから住民の利用を大いに活性化し、また、住民の方へのサービスの質、両とともに大きく改善されたと私は感じております。もう一つは、町で1番のアキレス腱といいますか、ネックとなっていた町の公共交通関係でございます。この問題は、人口が少ない、利用者がどうしても多くない中で費用対効果の問題も大きくあったんですけども。この問題は、高齢者や交通弱者の人にとって、費用対効果だけでは判断できない政策でありました。いろいろ議会の皆さんに

も調査研究をしていただきながら、職員も粘り強く、民間のバス会社とも協議し、活性化協議会等立ち上げながら、時間をかけて、現在のトリアスを中心として、トリアスからJR篠栗駅間を中心とした路線バス、そして町内循環、全てを町の直営によって行う公共交通のシステムを確立ができたところでございます。今現時点では、費用対効果も含め最善の形ができたものと、これは議会の皆さん、それから職員にも感謝したいなと思っております。ほかにも在任中、首羅山が国の史跡にすごいスピードで行われたこと、また在任中にはですね、今の徳仁天皇が皇太子のころに、久山町の健康事業に行啓にお見えになったこと、これは本当に私にとって思い出に残る出来事でした。

一方で任期中に解決できなかった事業もあります。一つは1度は完了と報告があつてほつとした上久原の土地区画整理事業です。また、石切長浦地区の開発事業であります。どちらも町の発展に大きな影響を及ぼす事業であります。議会の皆さんのご理解と行政の努力なしでは、成し遂げることはできない事業であると思っておりますので、どうか今後とも皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。

私が願っていましたが多くの事業が遂行できましたのは、議会の皆さまのご理解とご協力があつてのことが第一だと感じております。そしてもう一つは、多くの職員が本当に私を支え、頑張ってくれたおかげと感謝しております。とりわけ、議会の皆さまからも、さまざまなご指導、叱責をいただきながらも、私の足りない部分を補うように粘り強く事業を推進し、職員の先頭となってくれた幹部職員には心から感謝をしています。今強く私が感じてる反省点も含めて思うのは、前木下議長がよく使っていた言葉です。行政と議会は町の両輪でなければいけないという言葉がもう頭をめぐっています。どちらか一方が勝手にスピードを早めたり、また片方がブレーキばかり踏んでいたら、車は前には進みません。町の発展は生まれないということではないかなと思います。私の12年間の中にはやはりそういう出来事も、度々といいますかね、やっぱり、あつたんじゃないかなと思います。これは私の不徳の致すところでございますけれども、やっぱり行政と議会が両輪になって、これが進めないということは一番迷惑をかけてるのは町民の皆さんにだと思っておりますので、どうか新しいリーダーのもとでは、議会、そして行政が両輪が仲よく同じ歩調で町の将来に向かって進んでいただきますことを心からお願い申し上げます。

12年間至らぬ私をご支援いただきまして、本当に感謝申し上げますとともに、これからの久山町の発展のために、議会の皆さまが今後ご活躍いただき、久山町の未来が明るく開けることを心から祈念申し上げますとともに、皆さまのご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。感謝の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（阿部文俊君） 私のほうからも一言町長にご苦勞の言葉をかけてあげたいと思います。

この3期12年間、本当にいろんな問題を抱えながらも前に久山町を進めてくれたことを厚くお礼を申し上げます。これからまた町長の座を降りられても、このまちづくりに関しまして、本当に力になっていただければ、また参考にさせていただければと思います。これから町長は一町民としてなお一層頑張ってください、私たち議員に対しましていろいろなアドバイスも受けたいと思います。本当に長い間、体を今後気をつけられまして、過ごしていただければと思います。ご苦勞さんでございました。

これをもちまして、令和2年第6回久山町議会9月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時00分